

第4回葉山町障害者福祉計画策定委員会(記録)

日 時 令和5年10月30日(月)10時00分～11時30分

場 所 葉山町役場3階 協議会室1

出席委員 種田綾乃、大熊成子、有川雅裕、雨宮由美、新井宏二、萩原崇至、柿本啓子、櫻井初江、
中野徹、山崎永子、秋元孝誠、野村勇氣 (12名)

欠席委員 樫原絢子、菊池一美、横溝由佳 (3名)

出席職員 福祉部 :和嶋部長
福祉課 :内田課長、秋山課長補佐、高貝主査、川島主事
子ども育成課 :内藤課長、柏木課長補佐、今山主査

傍聴人 0名

会議次第

1 あいさつ

2 議題

- (1) 葉山町障害者福祉計画 第1編 総論(案)について(資料15)
- (2) 葉山町障害者計画(案)について (資料16)
- (3) 葉山町障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について(資料17・18)
- (4) 葉山町障害者福祉計画 第4編 計画の推進体制(案)について(資料19)

3 その他

資料 資料14 葉山町障害者福祉計画構成(案)

資料15 第1編 総論(案)

資料16 葉山町障害者計画(案)

資料17 第2章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の目標値(案)

資料18 第3編 葉山町障害福祉計画、葉山町障害児福祉計画(案)

資料19 第4編 計画の推進体制(案)

※資料番号は第1回目資料からの連番です。

1 あいさつ

事務局

定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第4回葉山町障害者福祉計画策定委員会を開催させていただきます。お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。本日の出席委員、現在8名です。葉山町障害者福祉計画委員会規則第5条第2項の規定により委員の過半数の出席があり、会議が成立していることを報告させていただきます。本会議は原則公開とされており、本会議につきましては、録音をさせていただき、後日議事録をまとめホームページで公開されますので、ご了承くださいませようお願いいたします。本日第3回目の議事録を机上配布させていただいております。議事録につきましては、前回ご説明したとおり、ホームページ掲載版は委員の氏名なし、個人情報なしとなります。お手元の議事録につきましては、委員のみの配布とさせていただいておりますので、ご承知くださいますようお願いいたします。また、本日の会議の開催に先立ちまして町ホームページで傍聴の希望者を募ったところ、希望はございませんでしたのでご報告をさせていただきます。それでは資料の確認をさせていただきます。

【資料確認 資料 14～19（資料番号は、第1回目の資料からの連番）】

以後の進行につきましては、規則第5条第1項の規定により、委員会の会議は委員長が招集し、その議長になるとなっております。委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長

おはようございます。月曜日の午前中の時間という朝早くから皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。途中から参加される委員の方もいらっしゃるということで少しずつ始めていければと思っております。それでは議事に入りたいと思っております。今日の予定について事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局

本日は前回ご意見いただきました内容の修正案と第1編の総論から、最後の第4編計画の推進体制まで通して見ていただき、ご審議いただくこととなります。資料 14 に全体の構成案をお示しておりますが、本日はこの順番に進めていきます。資料 16、18 は前回の資料 12、13 を修正したものになります。これまでの計画と順番が前後するものもありますが、次回の5回目がパブリックコメント前の最後の審議となるため、今回で一度全ての内容を見ていただき、いただいたご意見を次回の素案に反映させたいと考えておりますので、本日もよろしくお願いいたします。

2 議題

(1) 葉山町障害者福祉計画 第1編 総論(案)について

委員長

それでは、議題1葉山町障害者福祉計画の第1編総論案について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

総論の内容に入る前に前回ご意見がありました「障害」という言葉の意味や社会モデル、

医学モデルの明記が必要ではないかのご意見いただいた件について、計画全体に関わることになるので、先に説明させていただきます。前回の委員会において、「障害のある人」という言葉について、計画の文章中たくさん出てくるけれども、医学モデルの意味か社会モデルの意味か明記しないと分かりづらいという意見がありました。ご承知のとおり、障害という言葉には、「医学モデル」こちらは、障害を個人の心身の機能に問題があるとして個人的な問題として捉える考え方と、もう一つ、障害を社会的な問題として捉える「社会モデル」という二つの考え方があり、障害者基本法が平成23年8月に改正された時に、障害者の定義が見直され、社会モデルという考え方が加わっています。現在の障害者基本法の規定では、障害者の説明定義として、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があるものであり、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされています。これを見ますと、障害者という言葉には、医学モデルと社会モデルの両方を含めて表現されていますので、いただいたご意見では、一つひとつ医学的な障害なのか社会的障壁のことなのか分けて書いた方が良いというお話だったかと思うのですけれども、法律上も言葉の使い分けなどはしていないことから、町の計画においても、一つひとつに分けて明記はしない方針で考えています。ただ、最初の総論のところに「障害のある人」という言葉の説明や、「医学モデル」や「社会モデル」という考え方があるということを記載させていただき、そういった考えも含めてその後読んでいただけるようにしています。また、改めて言葉を意識して計画を見てみますと、障害のある人という言葉がたくさん中に出てきて、文章中に何回も使われていたりするところは、表現を変えたり、削除をしたり見直しをしています。それについては今後の議題2でまたご説明させていただきます。今の説明を踏まえて、資料15の総論を見ていただきたいと思います。まず、資料15の1ページ目、計画の策定にあたって、今までの町の計画の策定状況などが記載されています。今回、この資料においては、現行計画と変わったところを赤字にしております。

2ページ目に「障害のある人」という表現の説明を記載しています。こちら障害の害の字に漢字を用いることと障害という言葉には社会的障壁も含まれていることを説明しています。

3ページ、4ページは、これまでの制度や法律の変遷が記載されています。

4ページの上段の障害者基本法の改正のところには、最初に説明しました医学モデルから社会モデルへの転換についても説明が記載されています。赤字の箇所が最近の法改正の内容となっています。

4ページの一番下には、障害者の権利に関する条約と合理的配慮についての説明を加えています。

5ページに医学モデル、社会モデルの説明と、少し時間が経っているのですが、SDGsの説明を加えています。SDGsについては皆さんご存知だと思いますが、一人も取り残さないということを前提にしている持続可能な世界を実現するための開発目標になります。3

年前の計画にはまだ載せていませんでしたが、ここ数年で広まった言葉なので説明に追加しております。この計画の内容も SDGs の目標につながるものなので、改めて記載をしているところです。

6ページ目の計画の位置づけについては今までと変わりありません。その次に、計画の期間の説明がありますが、現在の緑色の冊子の計画では、この間に「計画の対象」という記載があり、緑色の冊子の8ページに、この計画がどのような方を対象にしているかというのが記載されています。障害のある人だけではなく、町に在住する人、勤務する人、通学する人、皆さんが対象ということがこちらに書いてありますが、今回の計画ではこのページを削除しています。全員が対象であるのでわざわざ記載する必要はないのではないかと考えて今回削除させていただいています。この緑色の冊子の前の計画では、対象が「障害のある人」に限定されて記載されていました。この緑色の冊子(現行計画)では「全員が対象です」ということを明記していました。次の計画では、その記載自体をなくし、「全員が対象」という考え方がある程度広まっているのではないかとということで、そのページを削除しています。この点については、後で皆さんにご意見いただければと思っています。

資料 15 に戻り、7ページは、計画の期間についての説明です。今回、令和6年度までだった障害者計画を、福祉計画に合わせて期間の延長を行っていますので、その説明や図を載せています。議題1の説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

委員長

ただいま、事務局より、説明のありました障害のある人という表現や計画の対象を削除するような形など大きな変更がありますが、総論全体について、あるいは表現について等、質問がありましたらお願いいたします。

委員

前回から続いて社会モデルをしっかりとして入れていただいたというのはとても前進だと思っております。それで、計画の対象もみんなを含むところを広げるということは非常に素晴らしいと思いました。そこは素晴らしいということを前提で、今伺った話を聞いて。みんなを含めるということで、あえて計画の期間のところに入れなかったというのは賛成ですが、そうすると、障害者福祉計画という名前がこれを見たよく知らない人がそう解釈してくれるかという問題が出てくると思います。これは全員含まれる計画ですが、この文字を「障害者福祉計画、障害児福祉計画」という名前を聞いた時に、そう判断してくれないのではないかとこの恐れは感じます。中身は良いのですが、名前が所詮手帳を持っている人の話でしようと思えられかねない懸念があると感じました。

委員長

ご意見ありがとうございます。そもそもこの計画のタイトルになっているような部分があるということですね。その他、何か、ざっくばらんにご意見、印象など教えていただければと思います。内容的なところでは、今の形で社会モデルの考え方を反映されたようになっていと感じられていますか。

委員

内容に関しては、前回よりもより障害と健常を分けるではなくて全体的に含まれている方向に進んでいると非常に感じ、そこはすごく良いと思います。しかもそこに明記されている

というところも素晴らしいことだと思っています。そうすると、計画の表題の名前が気になってしまい、例えば療育手帳でも自治体によっては「愛の手帳」と言っているところもあるように、そういうふうにはニュアンスを弱めることも今後、必要になってくるのかと話を聞いて感じました。障害者福祉計画という名前ではない方が、むしろ「愛の手帳」みたいな方が内容に即してくると感じました。

委員長 町独自のネーミングの計画として、というところでしょうか。

委員 全体というイメージを含んでいます。

事務局 ありがとうございます。修正を入れている時点でみんなの計画というふうにする危うさみたいなところは我々も感じていたところですが、共生社会に近づけると、障害がある人もない人も我がこととして捉えていただきたいというふうにしてその計画を見る時に、どうしても書いていくと少し焦点がぼやける部分はリスクとしてあるので、5ページのところの説明を追加しました。計画の名前を変えることは、今の時点で、かなり進んでいる段階なので、判断がつかねるので、これは次の計画の時の宿題みたいな感じにさせていただきたいと個人的には思いましたが、また、それは、事務局で相談します。

事務局 名前は、あえて記載した方が良いのか、そういう部分はあると思うのですが、あとは、計画ができた後に周知を徹底するというのも一つの方法かと思えます。「皆さんの計画ですよ」ということを計画策定後にお知らせをしていく。またここにいる事業者の皆さんなどのご協力もいただき、計画の周知も町全体にしていくのも一つの方法だと思っています。

委員長 今年度に関しては、タイトルというところの修正まではなかなか難しい状況があると思いますが、また次期以降での検討事項に残っていくところだと思いますし、また作られた上での周知は重要になってくると思います。他の委員の方等、ご意見ご質問などいかがでしょうか。

委員 福祉の政策というのは理念で、障害者の方にとってはそれが自分の生活になるものだと思うので、その差がずっと私の中でももやもやとして残っています。それがどの様に解決したら良いのかは、多分、誰にでも起こり得ることだけれども、今違うというところの捉え方と、今障害であるということの差だと思っていますが、その辺をもう少し皆で議論していかないと、計画は計画としてきちんとしたものが必要で、福祉計画で良いですが、その背景にある障害とそうでない人達が共存していく、共生していくということのあり方を、もっと議論し、自立支援協議会でも提案していき、議論が本当に必要なところで、そこから一部として福祉計画はあるという捉え方になっていくと良い、と私は思っております。

委員長 この計画を超えたところでの議論がとても大切になってくるということで、是非、今回こういう形で総論を大きく変えたようなところも含めて、いろいろところで議論していただき理解を広められると良いと思います。その他、ご意見はいかがでしょう。総論に関して特にならなければ次の議題に進めます。議題の2番、葉山町障害者計画案について、事務局からご説明をお願いいたします。

(2) 葉山町障害者計画(案)について

事務局

資料 16 は前回の資料 12 に前回の意見を反映して修正したものになります。赤字の部分が前回の資料から変更になったところです。

1 ページ「基本理念」「基本目標1」

赤字の部分、説明文を一部変えています。二段落目、「一方で、障害のある人の社会活動を制限している諸要因」については、「障害が障壁とならないように」という表現から社会モデルの考え方を意識して表現を変えています。「障害の有無に関わらず」というところは前回の資料と変えていないのですが、赤字になってしまっています。

2 ページ「基本目標 2」

赤字の部分、前回は、「障害の予防や早期発見」というような、予防や治療ができるように受け取られてしまうような表現になっていましたので、こちらは「生活習慣病に起因するような二次的な障害の発生について」のという言葉を追加しました。

3 ページ「基本目標 4」

一行目、「障害の有無に関わらず」は、なくても意味が通じるため、削除をしました。

4 ページ「基本目標 5」

インクルーシブ教育の説明が大きく載っていましたが、この説明内容が現在の内容に比べて古く、インクルーシブという言葉もだいぶ広まっているため、今回、説明自体を削除しています。

8 ページ「福祉教育の充実」

前回、子どもに対しての学校で行われている学習と大人への生涯学習が一緒に書いてあり分かりにくいというご意見がありましたので、子どもと成人という形で内容を分けて表記しました。

11 ページ「手話奉仕員養成講座」の名称が入門講座だったのを課程に、課程基礎講座は基礎課程と名前を変更しています。

13 ページ「現状と課題」のところ、こちらも「障害のある人もない人も」という言葉であったものを「誰もが」という表現に変えています。

17 ページ下の方「見えるつながる葉山福祉情報サイト」の説明

サイトの URL が長々とありますが、わかりやすく QR コードを載せる予定です。

22 ページ「特定健診特定保健指導事業」

こちらも「障害のある人は」で始まる文章がありましたが、障害のある人もない人も同じようにハイリスクであったり来所できないという方もいますので、「配慮していきます」という文章に直しています。

26 ページ「安心センター事業の説明」

すでに社会福祉協議会の方で成年後見の法人貢献事業開始に向けて検討を始めているということでしたので、言葉を「検討を進めています」という表現に変えています。

43 ページ、44 ページは言葉の文章を直しています。

48 ページ「避難行動支援者リスト」「ハザードマップ」

解説を加えてありますが、災害時の対応などについては皆さんの関心が高いと感じたので、コラム的に何か情報を加えられたらと考えて、今、この2つを載せていますが、もう少し内容を検討し、この辺りはもう少し変わる予定で考えています。

資料 16 の説明は以上になりますので、ご意見よろしくお願ひします。

委員長 事務局から説明がありました障害者計画案についてご質問やご意見などはありますでしょうか。

委員 先ほどの資料 15 における「障害のある人」という葉山町の定義、言葉の使い方を踏まえると、資料 16 の 7 ページ、8 ページに「職員研修」「福祉教育」「子どもと成人」辺りに述べられている「障害の理解」とか「障害のある人への理解」というのは、これは「健全と言われる人達が無意識に生活しているものが障壁になっている」という部分も含まれると解釈してよろしいでしょうか。

事務局 はい、含まれるということです。

委員 それで安心しました。そこが含まれるかどうかというのを確認したかったのが、是非とも社会的障壁の部分をしっかり周知していただきたいと思います。それからもう一点、7 ページ「交流教育の推進」のところで、インクルーシブという言葉も出てきましたが、たんぼぼ教室と葉山保育園の交流が月2回というのは、インクルーシブとしては少し少な過ぎという感じがあります。単なるお客さんになってしまい、インクルーシブは日常的なものとならないとあまり意味がないので、月2回というのは少し少ないと思いました。

事務局 コロナ禍で定期的なたんぼぼ教室との交流は少し回数が乱れていて、今は随時やっています。ここに「交流教育」とは書いていますが、実際、葉山保育園でもたんぼぼ教室に通っているお子さんが複数いますので、インクルーシブの環境自体は整っている状況ですが、たんぼぼ教室としての交流も続いていますみたいなニュアンスで書いています。月2回と限定して書くことのよし悪しについては、担当の方で検討します。

委員長 7ページ、たんぼぼ教室との交流の部分の表現については、事務局の方でご検討いただければと思います。その他ご質問ご意見等いかがでしょうか。

委員 3ページ「基本目標 4」、「一緒に大きくなろう」のところですが、前回私が発言させていただいた「インクルーシブ教育」のところを削除していただいたところで、※印がついたままになっているので、今、の話も聞きながら「一緒に大きくなろう」のところの4行目「子ども一人一人の障害の種類」という「種類」という言葉が個人的に少し気になっており、「特性」であったり、代わる言葉が何かあれば良いと思いました。

続いて 40 ページ「特別支援教育の推進」のところは、前回、私も見落としておりました、「現状と課題」の冒頭、「特別支援教育の推進」については、生徒単独になっているので、児童・生徒と明記した方が広い範囲になると思います。下の(2)「特別支援学級の設置」、前

回も少しお話しさせていただきましたが、事業概要の3行目「担任以外に支援員を配置し、障害に応じた」というところが、「個に応じた」か「特性や教育的ニーズに応じた」という文言に変わると良いと思いました。今、「取組の方向」のところ、まだ「介助員」となっているので「支援員」に訂正をお願いします。もう一点、41ページの3番「学校施設の整備」の「取組の方向」の1行目、「学校施設の整備を図っていきます」とありますが、学校現場で車いすの子が来た時など、エレベーターもない中、また、トイレもユニバーサルデザインにあまりなっておらず、段差等だいぶ整ってはいますが、今後、町の学校施設の整備が体制づくりだけでなく設備的なところの見直しが進むと良いと個人的に思っています。以上です。

委員長 何点かご指摘いただいた部分がありますが、こちらは事務局の方で反映等はしていただけ
そうでしょうか。

事務局 はい。

委員長 ありがとうございます。それでは他にご意見など、前回の時にご意見いただいたものが反
映できているのかということも含めていかがでしょうか。

委員 先程の話に関連してですが、3ページ「子ども一人ひとりの障害の種類・程度・能力・適性
等に応じた」とありますが、最初にアセスメントができていないとその子に対してどのような
支援をやるかがわからないと思いますが、「アセスメントに対する支援が必要」だと思います。
親の知識によって差がついてしまうのは、避けたく、その子がどの様な特性を持っている
かアセスメントをとるところに対する支援、理解の啓発も含めてがキーになってくると思
います。他人の先生がいきなり受け持ってその子の特性が最初からわかっていることはな
いので、そのアセスメントをどうやっていくのか、保護者の支援も含めて必要で、それがよ
り効果的な支援につながっていくと感じました。

委員長 基本目標4、保護者の方や周囲にいる人達の理解や、アセスメントの部分への働きかけが
少し入ると良いということですね。今のご指摘に対しても、事務局の方で修正いただけそう
ですか。

事務局 はい。

委員長 ありがとうございます。その他の質問、ご意見などいかがでしょうか。

委員 29ページ「グループホーム等の確保」で、グループホームの必要性という記載がありま
すが、「ご家族の高齢化を見据えたところのグループホームの必要性」と「障害当事者の高齢
化に伴う重度化等を含めたところの、日中サービス支援型のグループホームの設置を含
む」という記載があると、本人のニーズ、取り巻く家族のニーズといったところにも対応でき
ると思います。神奈川県内の株式会社を中心に日中サービスの支援型のグループホーム
の指定が結構あるのですが、実際、インターネットを見ていると「重度の方を受け入れると
儲かる」みたいな、本当のご本人や家族のニーズ以外のところが先行しているイメージが
あり、今朝もネットを見ていると、「収支のシミュレーションで設置はいかがですか」みたい
なホームページがたくさん出てきて、その辺りがイメージとして先行してしまうと、今後、本

当に必要なサービスを利用する方にとってきちんとしたサービス提供は行えないのではないのかと思ったのでご意見させていただきました。以上です。

委員長 ご本人であったり、それを取り巻いている人達のニーズに応じての利用だというのが前提としてあることが分かりやすくなっていると良いと思います。

委員 3ページ「基本目標 3」「働きたい」というところと、35 ページ「就労支援ネットワークの推進」にはハローワークが書いてありましたが、最初に見るページの真ん中に「さらに援助センターと構築」と書いてありますが、働く拠点はあくまでもハローワークが一番だと思うので、できたらここに一文を入れていただき、その体制として側面援助するのが援助センターという形で載せていただく方が最初の説明として良いと思います。たぶん具体的に説明する時には 35 ページの様に「こうなっています」ということが言えるのですが、最初に書いてないことが一番問題になるので、インパクトを与えていただければ幸いかと思います。以上です。

委員長 位置付けがわかるようにということですね。ありがとうございます。その他ありますでしょうか。大丈夫そうでしたら2回目の検討ということにもなっておりますので、また次の議題に移らせていただきます。議題3葉山町障害福祉計画・障害児福祉計画について、事務局からよろしく願いいたします。

(3) 葉山町障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について

事務局 議題3については、資料 17 と 18 になりますが、資料 17 と資料 18 を区切らせていただいでご説明させていただきます。資料 17 は、福祉計画の成果目標となります。前回サービスの見込み量を先にご審議いただきましたが、この成果目標を達成するための活動指標となるのがサービスの見込み量ですので、全体の順番としては目標が先に来て、次に活動指標とする構成となります。現在の計画とは順序が逆となりますが、この資料 17 を第3編の第2表とし、次の資料 18 を第4章とする予定です。今バラバラで見させていただいてますので分かりにくいですが、最初にお話ししました資料 14 にある構成案の順序となりますので、ご承知おきください。

資料 17 1ページ 目標1「福祉施設入所者の地域生活への移行」

中段に国指針の趣旨という欄がありますが、国の指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行すること。令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本としていますので、それに合わせて町の目標を設定しています。上に(1)(2)と目標を書いています、(2)は令和4年度末で始まっていますが、令和8年度末の誤りです。8と4が逆になってしまい正しくは令和8年度末の施設入所者数について、令和4年度末の施設入所者から 1 名減少することを目指しています。これが町の目標になります。修正をお願いします。最近の福祉施設の入所者の状況としては、施設に入所している方の殆どが高齢の方で、これから地域移行は正直、難しい方が多いです。どちらかという介護施設など別の理由で退所する方が多いのでは

ないかと思込んでいるので、今の計画にはないのですが、新しく「退所者数」という欄を作って、地域生活への移行ではない別の理由で退所する方の人数も見込みの中に入れていきます。また、一番下の黒丸にありますように、これまで自宅で生活をしてきた方でも両親や兄弟の介護者の高齢化によって施設への入所を希望する方も出てきているので、そうした状況から地域移行1名、新たな入所見込みと地域移行以外の理由で退所する人をそれぞれ2名見込み、最終的な入所者数が1名減を目標としています。

2ページ 目標2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

こちらは町では自立支援協議会を協議の場としているので、今回はこの協議の場として自立支援協議会を明記しました。また、国の指針において、活動指標を明確にし、各指標の取組を積極的に推進することが必要となっているので、今の計画にはない、(1)から(3)の協議の場の回数や参加者数等の活動指標になるものを設定しています。

3ページ 目標3「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」

令和2年度から基幹相談支援センターを設置しており、相談機能は整備されましたが、まだ対応できていない緊急時の受入れ対応体制の確保や体験の場の提供などを今後の目標としています。

4ページ 目標4「福祉施設から一般就労への移行等」

こちらは国の指針により、令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本としています。また就労移行支援、就労継続A型、就労継続B型それぞれから一般就労への移行者数についても何倍以上というのが定められているので、それに従い目標値を設定しています。4の「就労定着新事業の利用者数」については、今回新しく追加されたところですが、令和8年度見込みの15人というのが、次の章のサービスの見込み量と数値を合わせていますが、一般就労の移行が6人という目標に対して少し多い感じがするので、次回までにもう一度検討したいと思っています。

5ページ「目標の達成に向けて」

3つ目の赤字になっているところは、就労選択支援事業については前回見込み量で記載するかどうかという話をしましたが、最近の情報では、国の社会保障審議会の資料で就労選択支援事業の施行期日の案として令和7年10月1日とされていることから、令和6年度はこの事業の実施はないと思われます。また、後のサービスの見込み量のところでもう少し詳しくご説明したいと思います。

6ページ 目標5「相談支援体制の充実・強化等」

国の指針には、基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とするとあります。町では基幹相談支援センターは設置済みですので、引き続きその機能の充実に向けて基幹相談支援センターで実施する相談や研修等の見込みを目標として設定しています。⑤の基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数については、今回から追加された新しい項目になります。

目標6「障害福祉サービス等の質の向上」については、障害福祉サービスの適正な運営を図るため、支払いのシステムや定期的に相談員の方からいただくモニタリング報告書などから利用状況等を把握し、適正利用について検討していくこととしています。目標7は障害児の福祉計画となりますので、説明を変わらせていただきます。

事務局

目標7「障害児支援の提供体制の整備等」

国の指針の趣旨の(1)が今回変わり、これまで各市町村に児童発達支援センターを1カ所と国は謳っていたのですが、今回は市町村に少なくとも1カ所以上設置することとし、市町村での設置が困難な場合は地域の設置であっても差し支えない。ここから新しいところが、「地域の実情により未設置の市町村においては、障害福祉主幹部局等が中心となって関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する」と変わりました。これを受けて、国指針の趣旨の上の葉山町の目標設定(1)も、「令和8年度末までに児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を整備します」と方向転換をしております。実際の障害児の方々への支援としては、今まで1カ所と謳っていましたが町レベルでのセンター設置はかなり難しいところがあり、実際は、相談機能などは未就学は子ども育成課が中心となり、就学以降は学校教育課、子ども育成課が中心となり、相談や調整を行ってまいりました。専門的な助言などについては、神奈川県が行っております、発達支援マネージャー、今は、支援センター凧さんが受託されておりますが、そちらのお力をお借りするなどして町にない物は地域の力を借りて対応している実情がありますので、今回の国の指針の方向転換は、町の実情に寄り添ってもらっているようなものだ解釈しました。なので、今不足している中核的機能が4つあり、「高度な専門性に基づく発達支援、家族支援機能」は町には高度な専門性というのはないので、地域にお借りしているところです。また、「事業所に対するスーパーバイズコンサルテーション機能」、これも町にはないので協力してもらっています。あと、「地域のインクルージョン推進の中核としての機能」は今、町で一生懸命頑張っているところで、「障害児の発達支援の入り口としての相談機能」、こちらも現場で取り組んでいるところなので、その高度な専門性やスーパーバイズコンサルテーションを今後、体制としてどの様にしていくかを目標設定においていきたいと思っております。次の「国指針の趣旨」の2番のところに、「令和8年度までに障害児の地域社会への参加・包容を推進するため、各市町村等が保育所等訪問支援等を活用しながら全ての市町村において障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする」と、ここも前は保育所等訪問支援等を行うことがメインでしたが、今回から参加・包容を推進する体制を構築することがメインになっています。これが、国がどのようにイメージしているのか、今回の指針には具体的に出ていません。葉山町がこれをどう解釈するかということになりますが、上の「目標設定」で国が言っていることをそのまま書いてありますが、具体的には、「希望される保育園、幼稚園に障害の如何に関わらず入ってそこで本人の特性に応じた支援を受けられる」という

ことと解釈しております。そうするとここは、実際、実施しているところなので、「体制づくりを強く構築していく」となると思います。

3番4番は前回とあまり変わらないので、「これは維持します」「継続します」という書き方にしております。「目標の達成に向けて」のところは、「地域資源の把握と連携強化で、子どもと家族への支援の充実に努めます」と書いています。また、「医療的ケア児」のところは、医療的ケア児コーディネーター1名の配置がすんでいますので、今、三浦半島圏内の市町村と定期的に会議も行っておりますので、「情報共有と連携の強化に努めます」と書いてあります。

目標7はここまでで、次に第5章の方に飛ばさせていただいて、9ページ「サービスの確保策」は、2)「障害がある人が利用しやすい情報提供の整備」で、「広報や町や基幹相談支援センターのホームページを活用していく」の様に、基幹相談支援センターを足しております。4)「サービスを利用しやすい環境づくり」は、「サービスの質や量を維持できるよう、人材の確保に努めます」という文章を足しております。以上になります。

委員長

まずは資料 17 ということでご質問、ご意見などいかがでしょうか。

委員

質問ですが、説明にあった8ページの目標7は、未就学の子どもについて書かれているのでしょうか。

事務局

未就学だけではないです。

委員

そういうことは、インクルージョン等、先程の保育所の訪問支援もあると思うのですが、小学校に上がると、支援学校に行く子ども出てきますので、葉山に支援学校がないので、支援学校に行った子をどう交流させていくかも、もっとたくさん交流した方が良いと思います。逆にこちらから支援学校に出向いていって子ども達が交流することがあっても良いと私は感じます。以上です。

委員長

中学校の部分での交流であったりというご意見でしょうか。ありがとうございます。関わられている方の実情としていかがでしょうか

委員

武山支援学校の山崎です。だいぶコロナが落ち着いてきたところで交流自体はかなり進んできていると感じていますが、現状として中学校になると難しく数値的に中学校との交流を行っている実績がありますが、全体的には傾向として減ってきてしまっているところがあります。どうしても受け入れ側の体制だったり、本校が横須賀にあるので、横須賀の学校に地域の小学校が実際にいらしていただいている交流はあるのですが、葉山町は土地的に少し離れている部分がありますので、現状では叶っていません。こちらが小学校に出向いてという形での交流は、引き続きこれからも推進していきたいと思っているところです。以上です。

委員長

ありがとうございます。その他、資料の 17 に関連して確認したいこと、ご意見などありましたらお願いいたします。

委員

先程の話でもありましたが、「目標の達成に向けて」を見ていると、未就学児のことなのか

と受け取ってしまうことがあります。たんぼぼ教室や、例えば、児童発達支援センターの中核的なところに該当するのかわかりませんが、「言葉の聞こえの教室」や、小・中ないし子どもと呼ばれる18歳までの児童を見ていくというところを言うのであれば、もう少し広い範囲、保育園・幼稚園という言葉が目立つので、それから上の子ども達への達成に向けてのビジョンがあると良いと思いました。先程の町の交流に関しては、居住地交流がようやく復活してきているところであり、葉山小学校でも、来月、武山の児童が居住地交流に来るといことで、年に1～2回の交流になっております。お互いの学習カリキュラム上、行ったり来たりが、なかなか距離もあり、教員側のコンタクトであったり、相談であったりのところで、その位に留まってしまっているというのが現状であります。先程、おっしゃっていた、こちらから出向くということに関しても、武山支援学校は、地域の武山小学校、富士見小学校との交流は行っていますが、葉山地区から行く、三浦半島地区から各学校が行くとなると、相当な人数になってしまいますが、いずれは実現できると思いますし、子ども達の交流という面ではとても有効だと思います。

委員長

ありがとうございます。未就学だけではないとわかるように、そこも含まれるような色合いになると良いと思いますので、事務局の方でそこも修正等をお願いできればと思います、今後に向けての交流のところも目標になってくるとと思いますので、含められるような部分があればと思います。その他、いかがでしょうか。成果目標について、大丈夫そうでしたら次の議題に移らせていただきます。それでは、資料18「障害児計画」「障害福祉計画」について、事務局の方からの説明をよろしくお願いいたします。

事務局

資料18は前回の資料13を修正したものになります。前回空欄であったところや、修正したところが赤字となっています。資料の順序が逆になっており、第一章が一番頭に来ていますが、これは先程の資料17の前に来るもので、3章から見たいと思います。前回、空欄だった5ページ「短期入所」のカッコ書きのところが前は空白になっていて強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、あとは医療的ケアをしておく者等の重度障害者の方で、利用する方の見込み量となっています。いずれも内数で書いてあります。現在の利用状況により見込み量を算出しています。ただ、1人当たりの利用人数も内と入っていますが、こちらは内数ではなくて、のべ日数と実人数から計算した数字になるので内は削除する予定です。

7ページ「生活介護」も同じく内数が入っていますが、1人当たり利用日数の「内」は削除します。

9ページ「就労選択支援」は、前回、新たに始まるサービスで情報が少なく載せるかどうか、見込み数をどうするかで考えるとお話ししましたが、その後、県に確認したところ、先週少し情報がきまして、国の方の社会保障審議会の資料で、施行期日の案として令和7年10月1日ということが示されています。この対象は、就労継続B型を利用する意向のある者は令和7年10月以降、原則として就労選択支援を利用するというのも同じ資料に

記載がありますので、まず7年10月1日から施行の案ということで、6年度は実施はないだろうと見込み、7年度以降の見込み数を掲載する考えでいます。県の計画の方でもそのようにするという事ですので、7年度8年度の見込み量を載せる予定でいます。対象については就労継続B型を利用する意向のある者は原則としてこのサービスを使うということなので、新規で就Bを使いたいと希望される方の人数を見込み量としようと考えています。ただ、見込み量も、新規で今までの実績から数を出すしかないなので、今回の資料にはまだ掲載できていませんが、次回の素案には数値を入れて皆さんにお示しする予定です。

資料18「成年後見制度利用支援事業」は、前回、空欄になっていたのが、事業の説明や見込み数を加えています。前回の計画にはこちらは入っていない項目でしたので、計画値の記載はないのですが、実績は3年度からありますので、令和3年度からの実績と今後の見込み量を記載しております。

27 ページ「居宅訪問型児童発達支援」の見込み量の表の形を変えています。こちらは前回の計画で見込み量の設定がありましたが、計画値というのが実績の欄に入っていなかったのがゼロではありますが、その表の形を計画値もわかるように変えています。28 ページも同じ理由で表の形式を変えています。主な変更は以上になります。

委員長 それでは資料18についてご質問、ご意見いかがでしょうか。

委員 就労選択支援のご説明についてありがとうございました。本校の進路担当等にも考え方等の意見等を求めたのですが、まだ十分な説明がされていないということで、横須賀市の会議で国の方針の説明等があったところですが、この見込み量を考える際の対象の方をどうするかというところまで、まだ議論が進んでいないということでした。そのような中で、特別支援学校等の卒業生数ではなく、先程ご説明にあったB型を希望する者ということで説明いただいたので、それも持ち帰って進路担当等と情報を共有したいと思います。

委員長 就労選択支援ということで新しい部分となります。前回の資料から修正が入ったものとなりますが、修正が反映できているのか、新しい部分でも構いませんので、何かご質問、ご意見などいかがでしょうか。資料が多岐に渡っておりますが、現場で関わられている中で関連するような部分等、ありましたらご意見等いただくと、それも踏まえて、修正等もまだできる段階だと思います。大丈夫そうでしょうか。一生懸命皆さん読んでいただいておりますが、次回まで何かあればよろしいでしょうか。

事務局 次回が全部通した素案をお示しさせていただき、パブリックコメント前の最後の会議になりますので、次回までは修正が大丈夫ですので、後で気がついたところやご意見いただいても大丈夫です。

委員長 この場で、もしあればと思いますが大丈夫そうでしょうか。特にないようでしたら、次回まではということですので、是非、それも含めて反映できればと思っております。それでは、議題(4)葉山町障害者福祉計画 第4編 計画の推進体制(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

(4) 葉山町障害者福祉計画 第4編 計画の推進体制(案)について

事務局

資料 19 第4編計画の推進体制(案)の内容は、今の計画とほとんど変えない予定であります。

1 ページ「庁内における進捗評価の体制」

庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行っていきます。

2 ページ「地域ネットワークの強化」

この図にあるようなネットワークの構築を図り、各機関との連携に取り組み、計画の実現に取り組んでいきます。

4 ページ「進捗評価の仕組み」

PDCA サイクルに則り、自立支援協議会において進捗の評価、進行管理を行う仕組みの説明となっております。こちらも次の計画でも、自立支援協議会を中心とした進行管理は変わりありません。

5 ページ目以降「資料編」

規則や委員名簿や策定の経過になります。イメージ的に見ていただければと思います。最後に載っている写真は古いものなので削除する予定です。説明は以上です。

委員長

資料 19 について何かご意見等ありますでしょうか。特に大きな変更なくという形で写真だけ修正をしていただくということですか。大丈夫そうでしょうか。次回は、資料 17、18 がきちんと整ったものを出していただけるということ、資料 19 が一番後ろに来るという形です。内容的なところ等、全体を通してご意見がある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。大丈夫そうでしょうか。そうしましたら、今回いろいろなご意見であるとか、修正点を含めて反映されたような形で、次回の委員会の時に検討できればと思います。では、特にないようでしたら議事についてはこれで終了としたいと思います。ご意見などありがとうございました。では事務局にお戻します。

3 その他

事務局

ありがとうございました。それでは最後に次第のその他です。皆様から情報提供などございますか。よろしいですか。そうしましたら、次回は、11月22日の午前10時からを予定しています。内容としては、今までの資料をまとめて素案としてお示しをする予定です。12月下旬から実施する予定のパブリックコメント前の最後の策定委員会となります。次回もどうぞ引き続きよろしくお願いをいたします。本日は長時間、ありがとうございました。

終 了